

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 84
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

診療報酬・新型コロナ特例

4月1日以降の取扱いについて

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。厚労省より、3月5日付で新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等についての通知が発出されました。概要は以下の通りです。

①3月末で廃止される取扱い

取扱い	現行	4/1～
特例の点数 (外来と在宅の点数から 主なものを記載)	特定疾患療養管理料(100床未満の病院) 147点 夜間・早朝等加算(特例)(10月以降) 50点 看護配置加算 50点 院内トリアージ実施料 (在宅)(緊急往診等)(10月以降) 300点 救急医療管理加算1 (施設内療養・緊急の往診等)(特例) 950点 院内トリアージ実施料 (オンライン)(特例)(10月以降) 300点 療養情報提供料(特例)(10月以降) 100点 等	廃止
治療薬の公費支援	患者の自己負担額が医療保険の自己負担額により(3000、6000、9000)が上限になる	
入院の公費支援	高額療養費制度の自己負担限度額から一定金額減額したものを自己負担の上限とする	

②5月末まで継続する取扱い

取扱い	現行	～5/31
検査料	例)SARS-CoV-2 抗原検出(定性) 300点 SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス 抗原同時検出定性 420点 等	継続
検査料の算定	小児科外来診療料など、検査料を包括する点数とは別に検査の実施料と判断料を算定できる	
薬剤料の算定	・在医総管など投薬料を包括する点数とは別にコロナ治療薬の薬剤料を算定できる ・介護医療院・介護老人保健施設の入所者に投与されたコロナ治療薬の薬剤料を別に算定できる	

通知の本文は右記二次元コードまたは協会HPから入手できます。

